

○都道府県知事の承認に係る医薬部外品

(平成六年六月二日)

(厚生省告示第百九十四号)

薬事法施行令(昭和三十六年政令第十一号)第十五条の二第二項第一号の規定に基づき、都道府県知事の承認に係る医薬部外品(昭和六十年三月厚生省告示第四十二号)の全部を次のように改正し、平成六年六月二十日から適用する。ただし、同年六月十九日までに申請のあった染毛剤、パーマメント・ウェーブ用剤及び薬用歯みがき類に係る薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第十二条第二項、第十四条第一項(第二十三条において準用する場合を含む。)、第十八条第一項(第二十三条において準用する場合を含む。)、第十九条(第二十三条において準用する場合を含む。)、第二十二條第二項、第七十三條及び第七十五條第一項に規定する承認、許可等については、なお従前の例による。

都道府県知事の承認に係る医薬部外品

薬事法施行令(昭和三十六年政令第十一号)第八十条第二項第五号の規定に基づき、都道府県知事が薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第十四条第一項の規定により承認を行う医薬部外品は、次の各号に掲げる医薬部外品のうち、当該各号に定める有効成分の種類、その配合割合、その分量、用法、効能及び効果等に適合するものとする。

- 一 清浄綿(乳児の皮膚若しくは口腔^{くう}、授乳時の乳首若しくは乳房又は目、性器若しくは肛門の清浄又は清拭^{しき}に用いることを目的として製造された綿類)
 - イ 成分の種類
含有する成分の種類は、塩化ベンザルコニウム又はグルコン酸クロルヘキシジンのいずれか一種、精製水及び脱脂綿のみとする。
 - ロ 成分の配合割合
塩化ベンザルコニウムを含有するものにあつてはしぼり液中の塩化ベンザルコニウムの配合濃度が〇・〇パーセント以下、グルコン酸クロルヘキシジン含有するものにあつてはしぼり液中のグルコン酸クロルヘキシジンの配合濃度が〇・〇パーセント以下とする。
 - ハ 効能及び効果
効能及び効果の範囲は、次に掲げる範囲とする。
 - (1) 乳児の皮膚又は口腔^{くう}の清浄又は清拭^{しき}
 - (2) 授乳時の乳首又は乳房の清浄又は清拭^{しき}
 - (3) 目、性器又は肛門の清浄又は清拭^{しき}
- 二 生理処理用品(経血を吸収処理することを目的として製造された綿類(紙綿類を含む。))
 - イ 材料の種類
材料の種類は、別表第一に掲げるものとする。
 - ロ 形態
長さ、幅、厚さ、質量及び性状は、別表第二に掲げる範囲とする。
 - ハ 効能及び効果
効能及び効果は、生理処理とする。
- 三 染毛剤(頭髮の染毛、脱染又は脱色を目的として製造された外用剤(頭髮を単に物理的に染色するものを除く。))
 - イ 有効成分の種類
含有する有効成分の種類は、別表第三の中欄に掲げるものとする。
 - ロ 有効成分の配合割合
有効成分の配合割合は、次に定めるところとする。
 - (1) 酸化染毛剤(染毛を目的とするものであって、酸化染料を用いるものをいう。以下同じ。)の場合
 - (イ) 三剤型の場合
第一剤には、別表第三のⅠのA項に掲げる有効成分を一種以上配合し、同表のⅡ、Ⅲ及びⅤに掲げる有効成分を配合していないこと。
第二剤には、別表第三のⅡに掲げる有効成分を一種以上配合し、同表のⅠ、Ⅲ及びⅤに掲げる有効成分を配合していないこと。
第三剤には、別表第三のⅠからⅢまで及びⅤに掲げる有効成分を配合していないこと。
 - (ロ) 二剤型の場合
第一剤には、別表第三のⅠのA項に掲げる有効成分を一種以上配合し、同表のⅢ及びⅤに掲げる有効成分を配合していないこと。
第二剤には、別表第三のⅠ、Ⅲ及びⅤに掲げる有効成分を配合していないこと。
 - (ハ) 一剤型の場合
別表第三のⅠのA項に掲げる有効成分を一種以上配合し、同表のⅢ及びⅤに掲げる有効成分を配合していないこと。
 - (2) 非酸化染毛剤(染毛を目的とするものであって、酸化染毛剤以外のものをいう。以下同じ。)の場合

(イ) 二剤型の場合

第一剤には、別表第三のⅠ、Ⅱ、Ⅳ及びⅤのA項に掲げる有効成分を配合していないこと。

第二剤には、別表第三のⅤのA項に掲げる有効成分を一種以上配合し、同表のⅠからⅣまで及びⅤのC項に掲げる有効成分を配合していないこと。

(ロ) 一剤型の場合

別表第三のⅤのA項及びB項に掲げる有効成分をそれぞれ一種以上配合し、同表のⅠからⅣまでに掲げる有効成分を配合していないこと。

(3) 脱色・脱染剤(脱色又は脱染を目的とするものをいう。以下同じ。)の場合

(イ) 三剤型の場合

第一剤には、別表第三のⅢに掲げる有効成分を一種以上配合し、同表のⅠ、Ⅱ、Ⅳ及びⅤに掲げる有効成分を配合していないこと。

第二剤には、別表第三のⅡに掲げる有効成分を一種以上配合し、同表のⅠ、Ⅲ及びⅤに掲げる有効成分を配合していないこと。

第三剤には、別表第三のⅣに掲げる有効成分を一種以上配合し、同表のⅠからⅢまで及びⅤに掲げる有効成分を配合していないこと。

(ロ) 二剤型の場合

第一剤には、別表第三のⅡ、Ⅲ又はⅣに掲げる有効成分を一種以上配合し、同表のⅠ及びⅤに掲げる有効成分を配合していないこと。

第二剤には、別表第三のⅡ、Ⅲ又はⅣに掲げる有効成分を一種以上配合し、同表のⅠ及びⅤに掲げる有効成分を配合していないこと。

(ハ) 一剤型の場合

別表第三のⅡに掲げる有効成分を一種以上配合し、同表のⅠ及びⅤに掲げる有効成分を配合していないこと。

ハ 有効成分の分量

(1) 別表第三の中欄に掲げる有効成分のうち、同表で使用時濃度の上限が定められているものの分量は、当該有効成分ごとに使用時濃度に換算した数値が同表の下欄に掲げる範囲とする。

(2) 別表第三のⅠのA項に掲げる有効成分を二種以上配合する場合は、当該有効成分ごとの使用時濃度の合計が五・〇パーセント以下とする。

(3) 過酸化水素水を配合する場合は、過酸化水素として六・〇パーセント以下とする。

ニ 用法

頭髮に塗布し、その後洗浄するものとする。

ホ 効能及び効果

効能及び効果の範囲は、次に掲げる範囲とする。

(1) 染毛

(2) 脱色又は脱染

四 パーマネント・ウェーブ用剤(毛髪にウェーブを持たせ、保つこと又は毛髪のくせ毛、ちぢれ毛若しくはウェーブ毛髪を伸ばし、保つことを目的として製造された頭髮用の外用剤)

イ 有効成分の種類

含有する有効成分の種類は、別表第四の中欄に掲げるものとする。

ロ 有効成分の配合割合

有効成分の配合割合は、次に定めるところとする。

(1) チオグリコール酸系コールド二浴式パーマネント・ウェーブ用剤(チオグリコール酸又はその塩類を有効成分とする二剤型のパーマネント・ウェーブ用剤であって、チオグリコール酸又はその塩類を主成分とする第一剤及び酸化剤を含有する第二剤からなり、室温で用いられるものをいう。以下同じ。)又はチオグリコール酸系加温二浴式パーマネント・ウェーブ用剤(チオグリコール酸又はその塩類を有効成分とする二剤型のパーマネント・ウェーブ用剤であって、チオグリコール酸又はその塩類を主成分とする第一剤及び酸化剤を含有する第二剤からなり、加温して用いられるものをいう。)の場合

第一剤には、別表第四のⅠに掲げる有効成分を一種以上配合し、同表のⅡ及びⅢに掲げる有効成分を配合していないこと。

第二剤には、別表第四のⅢに掲げる有効成分を一種以上配合し、同表のⅠ及びⅡに掲げる有効成分を配合していないこと。

(2) チオグリコール酸系コールド一浴式パーマネント・ウェーブ用剤(チオグリコール酸又はその塩類を有効成分とする一剤型のパーマネント・ウェーブ用剤であって、室温で用いられるものをいう。)の場合

別表第四のⅠに掲げる有効成分を一種以上配合し、同表のⅡ及びⅢに掲げる有効成分を配合していないこと。

(3) チオグリコール酸系第一剤用時調製発熱二浴式パーマネント・ウェーブ用剤(チオグリコール酸又はその塩類を有効成分とする二剤型のパーマネント・ウェーブ用剤であって、

チオグリコール酸又はその塩類を主成分とする(1)及び過酸化水素を主成分とする(2)からなる第一剤並びに酸化剤を含有する第二剤からなり、使用時に第一剤の(1)及び(2)を混合し、発熱させて用いられるものをいう。)の場合

第一剤の(1)には、別表第四のⅠに掲げる有効成分を一種以上配合し、同表のⅡ及びⅢに掲げる有効成分を配合していないこと。

第一剤の(2)には、別表第四のⅢのA項に掲げる有効成分を配合し、同表のⅠ、Ⅱ及びⅢのB項に掲げる有効成分を配合していないこと。

第二剤には、別表第四のⅢに掲げる有効成分を一種以上配合し、同表のⅠ及びⅡに掲げる有効成分を配合していないこと。

(4) システイン系コールド二浴式パーマメント・ウェーブ用剤(システイン、その塩類又はアセチルシステインを有効成分とする二剤型のパーマメント・ウェーブ用剤であって、システイン、その塩類又はアセチルシステインを主成分とする第一剤及び酸化剤を含有する第二剤からなり、室温で用いられるものをいう。)又はシステイン系加温二浴式パーマメント・ウェーブ用剤(システイン、その塩類又はアセチルシステインを有効成分とする二剤型のパーマメント・ウェーブ用剤であって、システイン、その塩類又はアセチルシステインを主成分とする第一剤及び酸化剤を含有する第二剤からなり、加温して用いられるものをいう。)の場合

第一剤には、別表第四のⅡに掲げる有効成分を一種以上配合し、同表のⅠ及びⅢに掲げる有効成分を配合していないこと。

第二剤には、別表第四のⅢに掲げる有効成分を一種以上配合し、同表のⅠ及びⅡに掲げる有効成分を配合していないこと。

(5) チオグリコール酸系コールド二浴式縮毛矯正剤(チオグリコール酸又はその塩類を有効成分とする二剤型の縮毛矯正剤であって、チオグリコール酸又はその塩類を主成分とする第一剤及び酸化剤を含有する第二剤からなり、室温で用いられるものをいう。以下同じ。)又はチオグリコール酸系加温二浴式縮毛矯正剤(チオグリコール酸又はその塩類を有効成分とする二剤型の縮毛矯正剤であって、チオグリコール酸又はその塩類を主成分とする第一剤及び酸化剤を含有する第二剤からなり、加温して用いられるものをいう。)の場合

第一剤には、別表第四のⅠに掲げる有効成分を一種以上配合し、同表のⅡ及びⅢに掲げる有効成分を配合していないこと。

第二剤には、別表第四のⅢに掲げる有効成分を一種以上配合し、同表のⅠ及びⅡに掲げる有効成分を配合していないこと。

ハ 有効成分の分量

(1) 有効成分の分量は、別表第四の中欄に掲げる有効成分ごとに、同表の下欄に掲げる配合量の範囲とする。

(2) チオグリコール酸系コールド二浴式パーマメント・ウェーブ用剤又はチオグリコール酸系コールド二浴式縮毛矯正剤の第一剤において、別表第四のⅠに掲げる有効成分の配合量の合計がチオグリコール酸として七・〇パーセントを超える場合は、チオグリコール酸として七・〇パーセントを超える量に相当する量に対してジチオジグリコール酸又はその塩類をジチオジグリコール酸として同量以上を配合していること。

ニ 用法

頭髮に塗布し、その後洗浄するものとする。

ホ 効能及び効果

効能及び効果の範囲は、次に掲げる範囲とする。

(1) 毛髪にウェーブを持たせ、保つこと。

(2) くせ毛、ちぢれ毛又はウェーブ毛髪を伸ばし、保つこと。

五 薬用歯みがき類(ブラッシングにより歯を磨くことを目的として製造された口腔^{くう}用の外用剤)

イ 有効成分の種類

含有する有効成分の種類は、別表第五の中欄に掲げるものとする。

ロ 有効成分の配合割合

別表第六の上欄に掲げる効能及び効果については、それぞれ同表の下欄に掲げる有効成分をいずれか一種以上配合していること。

ハ 有効成分の分量

(1) 有効成分の分量は、別表第五の中欄に掲げる有効成分ごとに、同表の下欄に掲げる配合量の範囲とする。

(2) 別表第五のⅤに掲げる有効成分を二種以上配合する場合は、当該有効成分ごとの配合量の合計がフッ素として千ppm以下とする。

ニ 用法

適量を歯ブラシにとり、又は口に含み、歯を磨くものとする。

ホ 効能及び効果

効能及び効果の範囲は、歯周炎(歯槽膿のう漏)の予防、歯肉(齦^{ぎん})炎の予防、歯石の沈着を防ぐこと、むし歯の発生及び進行の予防、口臭の防止、タバコのやに除去、歯を白くすること、口中を浄化すること、口中を爽^{そう}快にすること並びにむし歯を防ぐこととする。

六 健胃清涼剤(胃の不快感の改善を目的として製造された内用剤であって、カプセル剤、顆^か粒剤、丸剤、散剤、舐^し剤、錠剤又は内用液剤の剤型のもの(生薬のみからなる製剤を除く。))

イ 有効成分の種類

含有する有効成分の種類は、別表第七の有効成分名の欄に掲げるものとする。

ロ 有効成分の配合割合

- (1) 別表第七のⅠのA項又はB項に掲げる有効成分は含有されなければならない。
- (2) 別表第七のⅢに掲げる有効成分を配合するものには、同表のⅣに掲げる有効成分を配合してはならない。
- (3) 別表第七のⅣのB項又はC項に掲げる有効成分の配合は、各項ごとにそれぞれ一種とする。
- (4) 別表第七のⅣのB項に掲げる有効成分を配合するものには、カンゾウを配合してはならない。

ハ 有効成分の分量

- (1) 各有効成分の一日最大分量は、別表第七の有効成分名の欄に掲げる有効成分ごとにそれぞれ同表の一日最大分量欄に掲げる量とする。
- (2) 各有効成分(別表第七のⅤに掲げる有効成分を除く。)の一回最大分量は、同表の有効成分名の欄に掲げる有効成分ごとにそれぞれ同表の一日最大分量欄に掲げる量の三分の一の量とする。
- (3) 別表第七のⅡに掲げる有効成分を二種以上配合する場合は、当該有効成分ごとに配合する一日分の分量をそれぞれの日最大分量で除して得た数値の和が一を超えてはならない。

ニ 効能及び効果

効能及び効果の範囲は、食べ過ぎ(過食)又は飲み過ぎ(過飲)による胃部不快感及びはきけ(むかつき、胃のむかつき、二日酔・悪酔いのむかつき、嘔^{おう}気、悪心)とする。

七 ビタミン剤(肉体疲労時、中高年期等のビタミンの補給に用いることを目的として、一種以上のビタミンを主体とし製造された内用剤であって、カプセル剤、顆^か粒剤、丸剤、散剤、舐^し剤、錠剤、ゼリー状ドロップ剤(有効成分にペクチン、白糖などを加え、ゼリー状の一定の形状に製したもので、口中でそしゃくして用いる製剤をいう。)又は内用液剤の剤型のもの)

イ 有効成分の種類

含有する有効成分の種類は、別表第八の有効成分名の欄に掲げるものとする。

ロ 有効成分の配合割合

- (1) 別表第八のⅠからⅤまでに掲げる有効成分の配合は、各区分ごとにそれぞれ一種とする。
- (2) 別表第八のⅥに掲げる有効成分の配合は、二種までとする。
- (3) 別表第八のⅦのB項に掲げる有効成分の配合は、一種とする。
- (4) 別表第八のⅠに掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するもの(二の(1)において「ビタミンE剤」という。)には、同表のⅢのA項又はⅦのC項に掲げる有効成分を配合してはならない。
- (5) 別表第八のⅥに掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するもの(二の(2)において「ビタミンC剤」という。)には、同表のⅡ、Ⅴ又はⅧに掲げる有効成分を配合してはならない。
- (6) 別表第八のⅠ及びⅥに掲げる有効成分を必須の成分として配合するもの(二の(3)において「ビタミンEC剤」という。)には、同表のⅡ、ⅢのA項、Ⅴ、ⅦのC項又はⅧのA項、C項若しくはD項に掲げる有効成分を配合してはならない。

ハ 有効成分の分量

- (1) 別表第八に掲げる有効成分を必須の成分として配合する場合の一日最大分量及び一日最小分量は、当該有効成分ごとにそれぞれ同表の甲の一日最大分量欄及び一日最小分量欄に掲げる量とする。
- (2) 別表第八に掲げる有効成分を必須の成分以外の成分として配合する場合の一日最大分量は、当該有効成分ごとにそれぞれ同表の乙の一日最大分量欄に掲げる量とする。
- (3) 別表第八のⅠに掲げる有効成分を必須の成分として配合する場合の一回最大分量及び一回最小分量は、当該有効成分ごとにそれぞれ同表の甲の一日最大分量欄及び一日最小分量欄のそれぞれ括弧内の量とする。
- (4) 別表第八のⅡのA項に掲げる有効成分を必須の成分以外の成分として配合する場合の一回最大分量は、当該有効成分ごとにそれぞれ同表の乙の一日最大分量欄の括弧内の量とする。
- (5) 別表第八のⅥに掲げる有効成分を二種配合する場合には、当該有効成分ごとに配合す

る一日分の分量をそれぞれの日最大分量で除して得た数値の和が一を超えてはならず、かつ、それぞれの一日最小分量で除して得た数値の和が一以上でなければならない。

ニ 効能及び効果

- (1) ビタミンE剤の効能及び効果は、中高年期のビタミンEの補給とする。
- (2) ビタミンC剤の効能及び効果の範囲は、肉体疲労時、妊娠・授乳期、病中病後の体力低下時又は中高年期のビタミンCの補給とする。
- (3) ビタミンEC剤の効能及び効果の範囲は、肉体疲労時、病中病後の体力低下時又は中高年期のビタミンECの補給とする。

(平一七厚労告一六七・平二〇厚労告九一・一部改正)

改正文 (平成一一年三月一二日厚生省告示第三四号) 抄

平成十一年三月三十一日から適用する。

改正文 (平成一七年三月三一日厚生労働省告示第一六七号) 抄

平成十七年四月一日から適用する。

改正文 (平成二〇年三月一八日厚生労働省告示第九一号) 抄

平成二十年四月一日から適用する。ただし、同日前に申請のあった生理処理用品の製造販売の承認については、なお従前の例による。

別表第一

(平二〇厚労告九一・全改)

- 一 アイオノマー樹脂
- 二 アクリル酸アルキル共重合体
- 三 アクリル酸アルキル共重合体エマルション
- 四 アクリル酸アルキル・酢酸ビニル共重合体液
- 五 アクリル酸アルキル・酢酸ビニル共重合体エマルション
- 六 アクリル酸重合体部分カリウム塩
- 七 アクリル酸重合体部分ナトリウム塩
- 八 アクリル酸デンプン三〇〇
- 九 アクリル酸デンプン一〇〇〇
- 十 アスコルビン酸ナトリウム
- 十一 アセテート繊維
- 十二 アルキルケテンダイマーエマルション
- 十三 アルギン酸ナトリウム
- 十四 アルギン酸プロピレングリコール
- 十五 アルケニル無水コハク酸液
- 十六 アルファー化デンプン
- 十七 安息香酸
- 十八 イオウ
- 十九 ウレタン繊維
- 二十 ウレタンフィルム
- 二十一 ウレタンフォーム
- 二十二 エステルガム
- 二十三 エチレン・アクリル酸エチル共重合体
- 二十四 エチレン・アクリル酸共重合体
- 二十五 エチレン・オクテンー一共重合体
- 二十六 エチレン・酢酸ビニル共重合体
- 二十七 エチレン・酢酸ビニル共重合体エマルション
- 二十八 エチレン・酢酸ビニル・ポリプロピレン複合繊維
- 二十九 エチレン・ブテン共重合体
- 三十 エチレン・プロピレン共重合体
- 三十一 エチレン・ペンテンー一共重合体
- 三十二 エチレン・メタクリル酸共重合体
- 三十三 エチレン・メタクリル酸メチル共重合体
- 三十四 エチレン・四一メチルペンテンー一共重合体
- 三十五 化学パルプ
- 三十六 活性炭
- 三十七 カルナウバロウ
- 三十八 カルボキシメチルセルロースナトリウム
- 三十九 カルボキシメチルセルロースナトリウム化綿
- 四十 吸収紙
- 四十一 グリセリン

四十二 グリセリン脂肪酸エステル
四十三 ケイ酸マグネシウム
四十四 硬化ヒマシ油
四十五 高密度ポリエチレン
四十六 コムギデンブ
四十七 脂環族飽和炭化水素樹脂
四十八 シクロパラフィン
四十九 ジベンゾチアジルスルフィド
五十 脂肪族炭化水素樹脂
五十一 脂肪族芳香族共重合体樹脂
五十二 脂肪族飽和炭化水素樹脂
五十三 シリコーン樹脂
五十四 親油性モノオレイン酸グリセリル
五十五 親油性モノステアリン酸グリセリル
五十六 水素添加脂肪族芳香族共重合体樹脂
五十七 水素添加ジシクロペンタジエン系炭化水素樹脂
五十八 スチレン・イソプレン・スチレンブロック共重合体
五十九 スチレン・エチレン・ブチレン・スチレンブロック共重合体
六十 スチレン・エチレン・プロピレン・スチレンブロック共重合体
六十一 スチレン・ブタジエン・スチレンブロック共重合体
六十二 スチレン・メタクリル酸エステル共重合体液
六十三 ステアリン酸
六十四 ステアリン酸亜鉛
六十五 ステアリン酸アミド
六十六 ステアリン酸カルシウム
六十七 ステアリン酸ジエタノールアミド
六十八 ステアリン酸マグネシウム
六十九 スルホコハク酸ジ(二エチルヘキシル)ナトリウム
七十 染料・顔料
七十一 D-ソルビトール
七十二 ソルビン酸
七十三 脱脂綿
七十四 直鎖状低密度ポリエチレン
七十五 低密度ポリエチレン
七十六 テルペン樹脂
七十七 天然ゴム系
七十八 天然ゴムラテックス
七十九 デンブン・アクリル酸グラフト重合体部分ナトリウム塩
八十 銅アンモニアレーヨン
八十一 銅クロロフィリンナトリウム
八十二 生ゴム
八十三 ニトロセルロース
八十四 パラフィン
八十五 パラフィンオイル
八十六 非晶性プロピレン・エチレン共重合体
八十七 非晶性プロピレン・エチレン・ブテンー三元共重合体
八十八 非晶性プロピレン・ブテンー共重合体
八十九 非晶性ポリプロピレン樹脂
九十 ビスコースレーヨン
九十一 ヒマシ油
九十二 フマル酸変性ロジンエマルション
九十三 ベヘニルアルコール
九十四 芳香族変性テルペン樹脂
九十五 ポリアクリル酸アミド液
九十六 ポリアクリル酸アミド・ポリビニルアルコール共重合体エマルション
九十七 ポリアミドエピクロルヒドリン樹脂液
九十八 ポリエステル・共重合ポリエステル複合繊維
九十九 ポリエステル樹脂
百 ポリエステル繊維
百一 ポリエステル・ポリエチレン複合繊維
百二 ポリエチレンイミン液

- 百三 ポリエチレンオキサイド
- 百四 ポリエチレングリコール二〇〇
- 百五 ポリエチレングリコール三〇〇
- 百六 ポリエチレングリコール四〇〇
- 百七 ポリエチレングリコール六〇〇
- 百八 ポリエチレングリコール一〇〇〇
- 百九 ポリエチレングリコール一五〇〇
- 百十 ポリエチレングリコール四〇〇〇
- 百十一 ポリエチレングリコール六〇〇〇
- 百十二 ポリエチレングリコール二〇〇〇〇
- 百十三 ポリエチレン樹脂
- 百十四 ポリエチレン繊維
- 百十五 ポリエチレン・ポリプロピレン複合繊維
- 百十六 ポリエチレンワックス
- 百十七 ポリ塩化ビニル繊維
- 百十八 ポリ(オキシエチレン・オキシプロピレン)メチルポリシロキサン共重合体
- 百十九 ポリオキシエチレンノニルフェニルエーテル
- 百二十 ポリオキシエチレンベヘニルエーテル
- 百二十一 ポリオキシエチレンラウリルエーテル
- 百二十二 ポリ酢酸ビニルエマルジョン
- 百二十三 ポリビニルアルコール
- 百二十四 ポリブテン
- 百二十五 ポリプロピレン共重合繊維
- 百二十六 ポリプロピレン・共重合ポリプロピレン複合繊維
- 百二十七 ポリプロピレン樹脂
- 百二十八 ポリプロピレン繊維
- 百二十九 ポリプロピレン末
- 百三十 マイクロクリスタリンワックス
- 百三十一 マレイン酸変性石油樹脂液
- 百三十二 マレイン酸変性ロジン液
- 百三十三 無水ケイ酸
- 百三十四 α -メチルスチレン系樹脂
- 百三十五 綿状パルプ
- 百三十六 モノオレイン酸ソルビタン
- 百三十七 モノステアリン酸ソルビタン
- 百三十八 モノステアリン酸ポリエチレングリコール
- 百三十九 モノラウリン酸ソルビタン
- 百四十 モノラウリン酸ポリエチレングリコール
- 百四十一 木綿
- 百四十二 硫酸アルミニウム
- 百四十三 流動パラフィン
- 百四十四 レーヨンステール綿
- 百四十五 レーヨン繊維
- 百四十六 ワセリン

別表第二

(平二〇厚労告九一・全改)

長さ	百四十ミリメートル以上
幅	四十五ミリメートル以上
厚さ	一ミリメートル以上
質量	二グラム以上
性状	白色であること。ただし、非使用面たることを識別させるための標識部分は、この限りでない。

別表第三

区分	有効成分名	使用時濃度上限 (%)

I

A項

五—アミノオルトクレゾール	—・〇
二—アミノ—四—ニトロフェノール	二・五
二—アミノ—五—ニトロフェノール	—・五
——アミノ—四—メチルアミノアントラキノン	〇・五
三・三' —イミノジフェノール	—・五
塩酸二・四—ジアミノフェノキシエタノール	〇・五
塩酸二・四—ジアミノフェノール	〇・五
塩酸トルエン—二・五—ジアミン	四・五
塩酸ニトロパラフェニレンジアミン	二・〇
塩酸パラフェニレンジアミン	四・五
塩酸N—フェニルパラフェニレンジアミン	〇・五
塩酸メタフェニレンジアミン	〇・五
オルトアミノフェノール	三・〇
酢酸N—フェニルパラフェニレンジアミン	四・五
—・四—ジアミノアントラキノン	〇・五
二・六—ジアミノピリジン	—・〇
—・五—ジヒドロキシナフタレン	〇・五
トルエン—二・五—ジアミン	二・五
トルエン—三・四—ジアミン	〇・五
ニトロパラフェニレンジアミン	三・〇
パラアミノフェノール	三・〇
パラニトロオルトフェニレンジアミン	—・五
パラフェニレンジアミン	三・〇
パラメチルアミノフェノール	—・〇
ピクラミン酸	三・〇
ピクラミン酸ナトリウム	—・〇
N・N' —ビス(四—アミノフェニル)—二・五—ジアミノ— —・四—キノンジイミン	—・五
五—(二—ヒドロキシエチルアミノ)—二—メチルフェノール	〇・五
N—フェニルパラフェニレンジアミン	二・〇
メタアミノフェノール	二・〇
メタフェニレンジアミン	—・〇
硫酸五—アミノオルトクレゾール	四・五
硫酸二—アミノ—五—ニトロフェノール	—・五
硫酸オルトアミノフェノール	三・〇
硫酸オルトクロルパラフェニレンジアミン	—・五
硫酸四・四' —ジアミノジフェニルアミン	—・〇
硫酸二・四—ジアミノフェノール	—・〇
硫酸トルエン—二・五—ジアミン	四・五
硫酸ニトロパラフェニレンジアミン	三・五
硫酸パラアミノフェノール	四・〇
硫酸パラニトロオルトフェニレンジアミン	二・〇
硫酸パラニトロメタフェニレンジアミン	三・〇
硫酸パラフェニレンジアミン	四・五

		硫酸パラメチルアミノフェノール	三・〇
		硫酸メタアミノフェノール	二・〇
		硫酸メタフェニレンジアミン	三・〇
	B項	カテコール	一・五
		ジフェニルアミン	
		α -ナフトール	
		ヒドロキノン	二・五
		ピロガロール	二・〇
		フロログルシン	
		没食子酸	四・〇
		レゾルシン	二・〇
II		過酸化水素水	
		過炭酸ナトリウム	
		過ホウ酸ナトリウム	
		過ホウ酸ナトリウム(一水和物)	
		臭素酸ナトリウム	
III		アンモニア水	
		炭酸アンモニウム	
		炭酸水素アンモニウム	
		炭酸ナトリウム	
		モノエタノールアミン	
		硫酸アンモニウム	
IV		過硫酸アンモニウム	
		過硫酸カリウム	
		過硫酸ナトリウム	
V	A項	硫酸第一鉄	
	B項	タンニン酸	
		二-ヒドロキシ-五-ニトロ-二'・四'-ジアミノアゾベンゼン-五'-スルホン酸ナトリウム	五・〇
		ピロガロール	二・〇
		ヘマテイン	
	C項	亜硫酸水素ナトリウム	
		次亜硫酸ナトリウム	